精華町第３期子ども・子育て支援事業計画策定業務
プロポーザル仕様書

１．業務名
精華町第３期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

２．業務の目的
子ども・子育て支援法第６１条に基づき、令和７年度（２０２５年度）から令和 11 年度（２０２９年度）までの５年間を計画期間とする「精華町第３期子ども・子育て支援事業計画」を策定することを目的とする。

第３期計画については、これまでの基本理念等根幹となる部分は継承しつつ、子どもの意見聴取とその反映など、新たな子ども・子育て支援に関する国・府の政策及び関連法規を踏まえながら、中・長期的な視点に立脚し策定に取り組むこととする。

３．業務期間
契約締結日の翌日から令和７年３月２８日までとする。

４．業務内容
（１）令和５年度の業務内容
①ニーズ調査

計画策定のための基礎資料とするアンケートによるニーズ調査を実施する。調査結果の分析から事業計画策定の基礎資料となる現状の課題把握や、各事業のニーズの推計を行い、それらを取りまとめたニーズ調査報告書を作成する。

調査項目の検討・設定にあたっては、委託者と綿密に調整し、国・府のモデル項目のほか、委託者の求める調査項目も含むものとする。また、国において令和５年度中に提示予定とされているこども大綱の案等骨太の方針を踏まえた内容とする。

【調査概要】

ア．調査の種類、調査対象、標本数

調査の種類	調査対象	標本数
a　未就学児の保育等に関する現状及び保護者ニーズ調査	０～５歳児の保護者	約 1,500 人
b　小学生の放課後等に関する現状及び保護者ニーズ調査	６～１１歳児の保護者	約 2,000 人
	小学生高学年～１８歳未満の子どもと保護者	約 2,500 人
合計		約 6,000 人

イ．抽出方法

標本は、委託者が住民基本台帳から無作為抽出

ウ．調査方法

郵送による配布・回収及びインターネット回答

※調査票は、郵送回答・電子回答のいずれかを選択して回答できるよう紙面とフォームで作成すること。

※調査に係る一切の業務（調査票の基本設計、調査票・封筒の作成、封入封緘及び発送手配）を受託者において行うこと。

※宛名ラベルについては発注者が作製し、受託者に提供する。

エ．スケジュール（現時点の予定、契約後に協議の上決定）

～２月下旬	調査票作成・配布
３月上旬~３月下旬	調査票回収、回収データの入力
３月下旬	集計結果報告書（速報値）の提出

②集計

国の基本指針等に基づき、単純集計、地域別、認定区分別、家族類型別など必要なクロス集計を行い、適切なサービス見込量が算出されるよう留意すること。集計結果報告書を作成することとし、自由記入欄は回答のままテキスト入力すること。

③会議の運営支援

精華町子ども・子育て会議の開催（令和５年度は１回程度開催予定）にあたり、会議へのオブザーバー出席、資料説明等の議事進行支援、資料作成、議事録の作成等の運営支援を行う。

④成果品

ア　ニーズ調査結果集計表（速報値）

イ　回収した調査表

ウ　収録データ一式　　収集データ及び報告書データの電子ファイル（文書についてはMicrosoft Word で、データはMicrosoft Excel を使用すること。）

※ただし、調査の進捗によってはこの限りでない。

（２）令和６年度の業務内容

①ニーズ調査結果に基づく現状分析及び課題整理

ニーズ調査の結果及び、現行の精華町子ども・子育て支援事業計画の取組状況などを整理し、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、精華町の課題を抽出・整理する。

②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出

国の『市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）』（令和５年度改訂予定）に基づきニーズ調査の分析及び教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出する。その他、国の基本方針が新たに示された場合には、それを踏まえて作業を行う。

③子ども・子育て支援事業計画等の策定

国の基本方針をもとに，都道府県が策定する関連計画等も踏まえた上で、令和５年

度に実施したニーズ調査結果や関連条例等が設定する基準等を反映し、事業計画案を作成する。また、事業計画案に対する精華町子ども・子育て会議における審議・検討結果等に基づき、事業計画案を補修正する。

※本事業計画は、精華町児童育成計画と一体のものとして策定する予定であり、同計画の時点修正等も含む。

④パブリックコメントの実施支援

事業計画案に関して、精華町が実施する住民向けパブリックコメントについて、資料作成や意見集約を行う。

⑤会議の運営支援

精華町子ども・子育て会議の開催（令和６年度は５回程度開催予定）にあたり、会議へのオブザーバー出席、資料説明等の議事進行支援、資料作成、議事録の作成等の運営支援を行う。

⑥事業実施に関わる条例案の整備への支援

子ども･子育て支援法等に基づく事業計画を実施していくために必要となる条例等の整備について、国や府の動向の情報提供、精華町が作成した条例案の法制執務上の内容精査やモデル案の提供などの支援を行う。

⑦成果品

ア　調査結果報告書 A4 版 70 部

イ　精華町子ども・子育て支援事業計画（仮称）本編

（Ａ４判・表紙４色・本編白黒・中綴じ・50ページ程度）　200部

ウ　収録データ一式　　収集データ及び報告書データの電子ファイル

（文書についてはMicrosoft Word で､データはMicrosoft Excelを使用すること｡）

５．成果品の帰属

本業務における成果品（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。）は全て本町に帰属し、受託者は本町の承認を得ずにこれを複製したり、他に公表してはならないものとする。

６．留意事項

（１）本業務は、本仕様書に基づいて実施するものとする。また、本仕様書に記載のない事項であっても、受託者が本業務のプロポーザル時に提案し、本町が必要と認めた事項については、本業務に含めるものとする。

（２）受託者は、本業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報の収集と業務への反映に務めるものとし、関係法令及び条例、規則等を遵守すること。

（３）受託者は、本業務の着手に先立ち、業務予定表、業務体制表を提出し、本町の承認を得て業務を行うこと。

（４）受託者は、業務の実施にあたり本町と十分に協議を行い、その意図や業務の目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで業務を進めること。また、業務遂行上で必要と認める場合には、適宜、協議を行うものとし、協議を行った場合には、受託者において速やかに記録簿を作成し、本町に提出すること。

（５）受託者は、業務期間中において、本町から本業務に関する報告を求められた場合には、直ちに報告を行うこと。

（６）受託者は、業務遂行上で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、本業務を完了した後も同様とする。

（７）受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め本町に書面により報告し、承認を得ること。

（８）本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本町と協議を行い、受託者は委託者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

（９）本予算は令和５年度と令和６年度の債務負担行為をしており、本件の契約時には委託料の支払い条件として令和５年度と令和６年度の年割額を設定するものとし、年度ごとに委託料を支払うこととする。